関東学生ゴルフ連盟加盟校の皆様へ

2026 年 10 月 7 日
関東学生ゴルフ連盟

臨時総会開催に関する手続きについて

平素より本連盟の活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

以下に、本連盟における臨時総会の開催手続きについて、加盟校の皆様に正確にご理解いただくため、規約上の手続きについてお知らせいたします。

１．臨時総会について

本連盟規約第 16 条では、臨時総会について、必要がある場合のほか、加盟校の半数以上からその開催を求められた場合について定められています。
その場合には、「会議の目的及びその理由」を示すこととされています。

２．総会の招集について

本連盟規約第 17 条では、
「総会は、理事会の決定に基づき、会長が招集する」
と定められています。
また、規約第 23 条 3 項では、総会の開催日及び開催場所、並びに総会の目的とする事項については、理事会が決定することが定められています。
したがいまして、加盟校から臨時総会の開催を求める意見や意思表示が一定数寄せられた場合であっても、実際の総会の開催については、規約に定められた手続きに従って決定・招集される必要があります。

３．加盟校の意見について

本連盟は、加盟校及び加盟員の皆様から寄せられる件を尊重しています。
一方で、「加盟校が意見を表明すること」と、「本連盟の総会を正式に招集すること」は、それぞれ異なる手続きとなります。
加盟校の皆様から示された意見については、十分に尊重しつつ、総会の開催については規約に定められた手続きに従って適切に取り扱います。

４．今後について

臨時総会の開催が正式に決定された場合には、本連盟より、開催日時、開催場所、会議の目的その他必要事項について、正式にご案内いたします。
加盟校の皆様におかれましては、正式な案内があるまでは、総会の開催が決定したものとしてご対応いただくことの無いようにお願い申し上げます。

本連盟は、今後も加盟校及び加盟員の皆様の意見を尊重するとともに、規約に基づく適正な手続きを行った運営に努めて参ります。

以上